

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成28年7月15日付けで行った請求人の子である〇〇さん（以下「本児」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

生活リズムを整える、学校も行かせる等、口では言っているが、児童相談所は全然何もせず、月1回は子供の身長と体重を知らせると約束し、請求人が児童相談所に何十回と電話し続けているのに、1回しか折り返しの電話がなかった。

本件処分後、子供の顔を見たいのに会わせてもらえず、請求人に侮辱を平気で言い、病院の院内学級にも入れず、子供の意見も無視し、許せることではない。

病院を退院したら、黙って施設に預けると言っていた。院内学級に行かせるべきで、退院後は請求人が責任を持って育てていきたいと思っている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年1月12日	諮問
平成29年2月21日	審議（第6回第4部会）
平成29年3月21日	審議（第7回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるという認識の下に（1条）、何人も児童に対し、虐待をしてはならないと定めた上（3条）、児童相談所が、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ法33条1項の規定による一時保護を行うものとする旨を定めている（6条及び8条2項）。

児童虐待防止法2条は、「児童虐待」として、保護者がその監護する児童について行う、「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、（中略）その他の保護者としての監護を著しく怠ること。」（同条3号）を掲げ、「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」（平成25年8月2

3日雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知の別紙。なお、本通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言とされる。以下「手引き」という。)によれば、同3号の行為は「ネグレクト」と定義され、「子どもの健康・安全への配慮を怠っている。食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢」などがこれに該当するとされている(手引き第1章・1・(2))。

- (2) 法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の一時保護を行い、又は一時保護を行わせることができると定め、法33条2項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法27条1項又は2項の措置を採るに至るまで、児童の一時保護を行わせることができると定めている。

なお、東京都知事は、法27条1項及び33条2項の措置を採る権限を各児童相談所の長に委任している(法32条1項、地方自治法153条2項、児童福祉法施行細則(昭和41年東京都規則第169号)1条1項1号及び5号)。

- (3) そして、児童虐待防止法8条2項に基づき、法33条1項の定める一時保護が行われる場合には、迅速な判断が要求され(児童虐待防止法8条3項)、児童相談所の所長及び所員には児童の福祉等に関する一定の専門知識を有することが要求されていることからすると(法12条の3)、児童相談所長による一時保護の必要性の判断、すなわち、通告の対象となった児童に対して、虐待が行われ、かつ、それが継続する蓋然性が高いと認められるか否かについては、児童相談所長の専門的合理的な裁量に委ねられており、その判断が著しく不合理であって裁量の逸脱又は濫用と認められる場合に限って、違法となるものと解するのが相当であるとされている(東京地方裁判所平成25年8月29日判決(判例時報2218号47頁))。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、〇〇市子ども家庭センタ

一からの本児に対する児童虐待防止法6条1項の規定に基づく通告を受理し、その後、担当者による本件アパートへの家庭訪問及び関係者会議等により、①請求人が、本児は特定の食べ物しか食べないと思ひ込み、食事をほとんど作らないこと、②家庭内で必要な排便トレーニングが十分に行われていないため、本児の非器質性遺糞症は改善せず、おむつを着用し続けていること、③不定期にしか登校しない本児を、請求人がほったらかしていること、④請求人はストレスが高くなると本児に手を挙げてしまうことなどを把握していたことが認められる。

そして、上記の事情の下では、請求人によって、本児に対し、心身の正常な発達を妨げるような養育・監護における怠慢（ネグレクト）があったと認めざるを得なく、また、今後も請求人による同様のネグレクトが予測される状況にあったというほかはない。

そうすると、処分庁が、ネグレクトの疑いがある児童として通告された本児について、一時保護の必要性があると判断したことについて不合理な点は認められない。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものというべきであって、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美